



# WeldCube Navigator

---

## ライセンス規約

2022年11月から有効

# 1 全般

- 1.1 Fronius International GmbH（以下「Fronius」）は、WeldCube Navigator（以下「ソフトウェア」）を提供し、このソフトウェアには以下のライセンス規約が独占的に適用される。顧客の一般取引条件は適用されない。
- 1.2 各手動溶接ステーションにおいて、第 1.1 項に言及されるソフトウェアは、手動溶接作業を Fronius の溶接システムで実行するための作業指示を作成および処理できるようにする。溶接工には、顧客が選択した適切な視覚化システムにより、溶接作業のガイダンスが提供される。各種パラメータ（各溶接作業に使用されるジョブ、作業ステップ別に必要な/許可された溶接の数など）を指示に割り当てたり、あるいは参照したりすることができる。これらは溶接工に対して指定され、コンプライアンスが監視される。顧客は、手動溶接ワークステーションの適切な PC にソフトウェアをインストールし、購入したライセンスキーを入力することで各 Fronius 溶接システムに対してそれを有効化する。
- 1.3 両当事者は、Austrian Commercial Code（UGB）の第 1 項の意味における起業家であり、Austrian Consumer Protection Act（KSchG）の第 1 (3) 項における設立取引（Gründungsgeschäft）は存在しないことに注意する。

# 2 主題およびサービス範囲

- 2.1 本契約の主題は、「提案内容」および第 1.1 項に詳述されるソフトウェアの譲渡であり、これには関連するユーザー文書および第 4 項に記載される使用権の付与も含まれる。
- 2.2 ソフトウェアの特性は、契約締結時に提供されるソフトウェア文書と共に、「提案内容」で最終的に決定される。顧客は、「提案内容」および技術書に定義された要件に従ってシステム環境を提供するものとする（第 3 項参照）。ソフトウェア文書は、Web サイトを通して顧客に電子的に提供され、各「提案内容」と共に送信されるものとする。
- 2.3 Fronius は、ソフトウェアをダウンロードできるようにする。購入をもって、顧客はソフトウェアを溶接システムで使用できるようにする溶接システムのライセンスキーを受け取り、各溶接ワークステーションに対してソフトウェアを構成することができる。Fronius は、顧客と明示的に合意している場合のみ、別途料金によりソフトウェアの構成を提供する。
- 2.4 明確にするために記すと、この合意によりソフトウェアの所有権が顧客に譲渡されることはない。顧客は、第 4 項に記載の権利を除き、ソフトウェアに対していかなる権利も獲得しない。特に、顧客はマシンコードまたはソースコードあるいはソフトウェアに関連するあらゆる開発文書を受領、使用または検証する権利を有しない。

# 3 技術的要件

- 3.1 Fronius 溶接システムでソフトウェアを使用するには、対応するソフトウェアオプション（OPT/i WeldCube Navigator）を装備している必要がある。これは、購入後に電子メールで送信されるライセンスファイル（xml 形式）の形式で提供され、顧客により溶接システムにインポートされる必要がある。また、ソフトウェアの使用には、溶接電源および PC が顧客のネットワークに接続され、顧客が必要とする機能範囲に対応する適切なアクティベーション/機能パッケージを装備している状態が必要である。要件に応じて、追加の Fronius ソフトウェアソリューション（WeldCube Premium、Central User Management など）が必要となる場合があり、これは顧客によって適切に統合される必要がある。顧客は、ソフトウェアの各機能範囲およびすべての機能的特徴について、かつソフトウェアが要件を満たすことについてすべての情報を受け取ったことをここに宣言する。

- 3.2 ハードウェアおよびソフトウェア環境の正確な技術的要件は本文書（第 2.2 項）に記載されている。顧客は、ソフトウェアを使用する同社のハードウェアおよびソフトウェア環境の適正の確保について責任を負う。「提案内容」で通知した必要なシステム要件を遵守し、インストール/試運転前に本書に記載された条件を用意しておく必要がある。

## 4 使用権の付与

- 4.1 Fronius は顧客に対し、全額支払いにより、Fronius 溶接システムと連動するソフトウェア（関連するユーザー文書を含む）を使用する非独占的、サブライセンス不可、および第 4.7 項に従ってのみ譲渡可能な権利を付与する。これはこれらの規約および条件に含まれるすべての制限の対象となる。
- 4.2 ソフトウェアは選択された溶接システムシリーズ（現在有効な文書に記載）の Fronius 溶接システムとでのみ使用できる。ソフトウェアの使用権は個別の Fronius 溶接システムに関連付けられる。ソフトウェアの使用許可は、溶接システムのライセンスキー（OPT/i WeldCube Navigator）による有効化、および本書に従う使用目的に基づく使用にをもって与えられる。
- 4.3 ライセンス数および使用の種類と範囲については、注文確認書に記載された条件により別途決定される。ただし、顧客は、ソフトウェアと一緒に Fronius 溶接システムをリースまたは売却する権利を有する。この場合、Fronius はサポートサービスを提供する義務はない。さらに、データに関する責任は顧客がすべて負う。
- 4.4 ソフトウェアは、Fronius が提供した形式でのみ使用でき、修正、翻訳、編集または再設計することはできない。
- 4.5 顧客は、本契約の条項に述べられた目的以外において、ソフトウェアおよびソフトウェアまたはその一部の使用権のあらゆる使用または利己的使用を行わないものとする。
- 4.6 顧客は、トライアルライセンスを受領した場合、ソフトウェアの使用期間は「提案内容」で指定された期間に限定される。
- 4.7 Fronius 溶接システムを売却する場合、顧客は、ソフトウェアを OPT/I WeldCube Navigator のライセンスキーを含む溶接システムと共に第三者に対し永久的に譲渡することができる。この場合、顧客はソフトウェアの使用を完全に放棄するものとする。顧客は、第 4 項および第 5 項に従って付与された権利の範囲を遵守するように、第三者と明示的に合意するものとする。

## 5 使用の制限

- 5.1 Fronius は、ソフトウェア、ソフトウェアのすべてのコンポーネント、今後のすべての開発、改善、適合、およびすべてのコピー、さらにその他のサービスの提供によって生じるすべての加工物を使用および活用する権利を有する。
- 5.2 顧客は、リバースエンジニアリングまたはその他の方法により、自身または第三者を通して、オブジェクトコードの改ざん、解読または逆コンパイル、あるいはソースコードの生成または生成の試みを行ってはならない。ただし、相互作用性の確立またはトラブルシューティングの実行のため、Austrian Copyright Act (UrhG)の第 40d 項に従って必要とされる場合は除く。ソフトウェアを逆コンパイルする前に、顧客は Fronius に対し合理的な期間内に必要な情報と文書の提供を書面で求めるものとする。書面の期日が設定されているにもかかわらず、この要求に回答がない場合、顧客は絶対的に必要な範囲に置いて、上記の通りソフトウェアを逆コンパイルすることができる。

- 5.3 第 4.7 項の記載を除き、顧客はソフトウェアまたは関連文書を第三者に販売、リース、または譲渡することはできず、第三者に何らかの方法で利用可能にしたり、使用、ユーザー権限、二次ライセンス、またはその他の使用権を付与したりすることもできない。さらに、明示的に許可されていないソフトウェアの再生、配布および提供も禁じられるものとする。
- 5.4 顧客は、ソフトウェアのさらなる開発機能および拡張機能を開発またはプログラミングしてはならない。さらに顧客は、自社製品の開発および製造のためにソフトウェアを模倣したり、ソフトウェアを基にして同様のコンピュータプログラムまたはその他の同様の技術的アプリケーションを開発したり、同様のコンピュータプログラムまたは技術的ソリューションの開発のためにソフトウェアを何らかの他の方法でテンプレートまたはアイデアとして使用することを禁止されている。
- 5.5 ソフトウェアにサードパーティのプロバイダーのソフトウェア（オープンソースを含む）が含まれる場合、顧客は、サードパーティのライセンスに規定されたライセンス条件に準拠するものとする。矛盾が存在する場合は、それらが本規約および条件よりも優先される。サードパーティのライセンスはソフトウェアシステムの情報から取得できる。

## 6 料金

- 6.1 顧客は、合意した料金を支払う義務を負う。料金は各「提案内容」に指定されている。

## 7 技術サポート

- 7.1 明確にするために記すと、顧客およびその従業員のトレーニングおよび指示ならびにサポートサービス（ソフトウェアのインストールおよび構成の技術サポートおよびソフトウェアのサポートの形態など）は個別に合意され、支払われるものとする。
- 7.2 デジタルソリューションリモートサポート: Fronius は、顧客が合意し、Fronius に VPN または画面共有によりリモート制御の有無を問わずリモートアクセスを許可した場合、リモートアクセスによりサポートサービスを提供することができる。顧客は、これに対して必要な技術的条件を形成し、セキュリティおよびデータアクセスに責任を負う。長期および/または計画可能なリモート操作には、Fronius の担当技術者と予約を取る必要がある。

Fronius は、デジタルソリューションリモートサポートが現場訪問に代わるサポートとなることを保証しない。問題によっては、リモートサポートに加えて現場訪問が必要となる場合がある。発生する追加費用（出張費など）はすべて顧客が支払うものとする。

さらにデジタルソリューションリモートサポートを使用する場合：

- 7.2.1 顧客は、リモート操作を開始する前に、適切な形式で現在のデータのバックアップを実施し、データがコンピューターウイルスまたはデータを利用不可能にする同様の現象の影響を受けないように適切かつ最先端の保護対策を実施する義務を負う。
- 7.2.2 顧客は、リモートアクセスをリクエストし、有効にする権限を有する従業員に、このアクセスをいつ有効にできるかについて指示する責任を負う。Fronius は、顧客の権限のない従業員によりリモートアクセスが有効にされた場合、あるいは顧客がリモートサービスを希望していないエラーに対して、責任を負わない。その結果生じた費用については、顧客が支払うものとする。
- 7.2.3 リモートアクセスをリクエストするか、または有効にする場合、顧客は、リモートアクセスを有効化される対象者が権限を持つ実際の Fronius の従業員であることを確認する義務がある。

- 7.2.4 実行する作業において、リモートアクセスをリクエストするか、または有効にすることにより、作業に必要な顧客のデータおよび関連するソフトウェアアプリケーションへのアクセスを付与することについて、顧客は **Fronius** に対して明示的に同意する。**Fronius** は、リモートアクセスの実行に絶対的に必要な範囲でのみ付与されたアクセス権を行使し、これにより取得した情報の機密を保持するものとする。
- 7.2.5 円滑で効率的なリモートアクセスを可能にするため、顧客は、サポート活動に積極的に参加することに合意する。
- 7.2.6 第 9.2 項に規定された責任の限定が適宜適用されるものとする。
- 7.2.7 デジタルソリューションリモートサポートの導入は、実際に実施された作業に応じて時間単位で請求され、**Fronius** の価格リストに基づいて該当する時点の価格が適用される。時間単位の料金には、利用可能性の約束および/または設定された応答時間/速度は含まれない。

## 8 保証

- 8.1 **Fronius** は、ソフトウェアが **Fronius** が「提案内容」で提供したソフトウェアに関する情報および契約が締結された時点で利用可能な文書に従って実質的に機能することを保証する。ただしこの時、顧客側のシステム要件が満たされ、ソフトウェアが契約に従って使用されているものとする。**Fronius** は、ソフトウェアの品質レベルを「提案内容」および文書の説明を超えて保証する責任を一切負わないものとする。
- 8.2 **Fronius** の保証については本条項により決定的に管理される。**Fronius** はこの条項以上の保証は提供せず、この条項を超えた法定による保証の確約は明示的に除外される。これには、欠陥の不在の保証、特定の目的への適合性、連続運転、特定の結果および性能、または特定の目的に対するソフトウェアの適合性または適格性が含まれるが、これらに限定されない。したがって、顧客特有のアプリケーションにおけるソフトウェアの使用可能性は、顧客のみの責任である。
- 8.3 欠陥は即座に書面で報告する必要がある、納品後 14 日を超えてはならない。保証の請求は、ソフトウェアの納品から 12 か月以内に申し立てる必要がある。
- 8.4 ソフトウェアが第 8.1 項に記載の通り機能しない場合、**Fronius** は、まずその後の稼働性能を継続する権利を有し、つまり適切と考えられる欠陥の解消（「改正」）または代替品の納品を行うものとする。**Fronius** は、訂正ファイル（パッチ）またはバグ修正によりエラーを一時的に修正し、ソフトウェアの次のリリース、更新またはアップグレードでのみ永久的なエラーのソリューションを提供することを認められる。
- 8.5 第 8.4 項に沿って **Fronius** が欠陥の改善を試みたにも関わらず、ソフトウェアが最後の欠陥の改善を試みから 4 週間経っても使用できない場合、顧客は欠陥を最終的に改善するまでの合理的な猶予期間（如何なる場合も 3 週間未満ではない）を **Fronius** に対して設定することを認められるものとする。また、**Fronius** が猶予期間に通知された欠陥を是正できない場合、顧客はソフトウェアの欠陥部分の契約をキャンセルすることができる。ただし、契約のキャンセルは、重大ではない欠陥の場合は除外する。
- 8.6 欠陥の解消の事前要件：
  - 8.6.1 顧客が、欠陥について、即座にしかし納品後 14 日以内に書面で報告すること
  - 8.6.2 顧客が、エラー報告書に欠陥について適切かつ **Fronius** が確認可能な状態で記載すること
  - 8.6.3 顧客が、**Fronius** にトラブルシューティングに必要な文書をすべて提供すること
  - 8.6.4 顧客またはその原因となる第三者が、ソフトウェアを改ざんしていないこと

8.6.5 ソフトウェアが、文書に従って意図された操作条件およびシステム要件で操作されていること

8.7 Austrian Civil Code (ABGB) が第 924 項に沿った欠陥の推定は除外されるものとする。

8.8 如何なる場合も、Fronius が指定されたシステム構成を用いて欠陥を再現できなかった場合、Fronius は欠陥を改善する義務を負わない。

## 9 責任および責任の限定：

9.1 法律で認められる限りにおいて、無料トライアルアクセスの範囲内でサービスの使用中に発生した損害については、いかなる法的理由においても、Fronius の責任は除外される。これは、顧客によるソフトウェアのその他の無料使用についても同様に適用される。

9.2 責任が生じた場合、Fronius は顧客に対し、かつこの契約に関連して Fronius によって明らかに引き起こされた損害に対し、故意または重大な過失の場合にのみ責任を負うものとする。微小な過失、利益の損失、未達成の節約、データの紛失または改ざん、間接的損害、および第三者の主張から生じる損害については、強行法規に反しない限り、除外するものとする。上記の規定を制限することなく、Fronius が責任を負う金額は、如何なる責任のケースでも、顧客が支払う料金の最大合計までとする。責任は、顧客が損害および損害を与える当事者を認識してから 6 か月で消失する。

9.3 i) ソフトウェアに関連するすべてのデータおよびデータベースのコンテンツ、ii) システムアクセス、データアクセス、データセキュリティ、データ暗号化、データの使用および転送、および概して Art 32 GDPR によって求められるものを含めた技術的および組織的対策の実施、iii) アプリケーション、データ、データベースのバックアップ、更新、検証、および復元についての責任は、顧客が負うものとする。

## 10 第三者の権限が侵害された場合の救済措置

10.1 ソフトウェアまたはその一部の使用が裁判所の判定により禁止されている場合、または Fronius の意見によって、工業所有権の侵害に対する法的措置の脅威が存在する場合、Fronius は、独自の判断にて以下の手順を実施する。

10.1.1 Fronius は、ソフトウェアが本来合意された性能を提供できることを条件として、工業所有権の侵害がないように、ソフトウェアを修正することができる。

10.1.2 Fronius は、必要な場合に第三者から必要な権限を取得することにより、顧客にソフトウェアの使用を継続する権利を生成することができる。

10.1.3 Fronius は、独自の判断により、ソフトウェアをアンインストールすることで問題のライセンスを取り消し、同時にキャンセルされたライセンスに対して顧客が実際に支払ったライセンス料を返金するか、それに関するクレジットを提供することができる。

10.2 顧客は、第 10.1 項に記載された代替方法のいずれかが実現された場合、キャンセルする権利を有しない。

10.3 顧客は、第 10.1.1 項に従ったソフトウェアの交換または修正について、Fronius に対して何らかの主張を申し立てることはできない。

## 11 ベータ版ソフトウェア

- 11.1 試験および開発段階にあり、最終的な試験が実施されていないベータ版ソフトウェアには、多数の、かつ/または重大なエラーが存在する可能性があり、顧客の明示的な要求および個別の合意によってのみ提供されるものとする。顧客は、初回の使用前に **Fronius** に連絡し、ベータ版ソフトウェアの使用およびそれに関するリスクについて何らかの不明な点がある場合には使用を控えるものとする。ベータ版ソフトウェアのダウンロードまたは使用により、顧客は（この種の契約に典型的な）リスクについて完全に認識し、承認することに合意する。
- 11.2 ベータ版ソフトウェアは、「現状のまま」、**Fronius** の製品のみで使用することを条件に顧客に提供される。書面で明示的に合意されない限り、顧客は、**Fronius** に被害が及ぶ如何なる権限や義務も主張することはできない。特に、これによりベータ版ソフトウェアのさらなる開発（更新など）、エラー分析および修正、またはさらなる（ベータ）ソフトウェアの提供などを実施する義務は形成されないものとする。
- 11.3 ベータ版ソフトウェアについては、第 9.2 項に規定された責任の制限を変更すべきところは変更して適用する。
- 11.4 顧客がベータ版ソフトウェアを実際に使用する当事者ではない場合、顧客はこの情報またはこの文書をベータ版ソフトウェアのユーザーに検証可能な方法で手渡し、利用可能にする責任を負う。

## 12 ライセンスの検証

- 12.1 顧客は、ソフトウェアのインストールと使用が本契約の規約と条件および書面の注文書に沿って行われたことを検証可能な方法で示す証拠として、正しい書面の記録、システムツールの出力、その他のシステムデータを、**Fronius** および指名された試験員に対して作成、維持および提供するものとする。
- 12.2 合理的な事前の通知の後、**Fronius** は、顧客のすべての敷地および場所において、ならびに顧客がソフトウェアをインストールして使用するすべての環境に対して、本契約に規定された規約および条件が遵守されていることを検証することができるものとする。差し迫った危険が存在するか、または証拠の隠匿または隠滅が疑われる場合、事前の通知を省略することができる。点検は、顧客の敷地の通常業務時間内に行うものとする。**Fronius** は、このプロセスにおいて、顧客の事業運営を可能な限り妨害しないように努める。**Fronius** は、試験員が書面による秘密保持契約書により秘密厳守を誓約する場合において、独立した試験員によって点検を実施することができる。

## 13 ソフトウェアの修正

- 13.1 **Fronius** は、独自の判断において、ソフトウェアに対して更新、アップグレードまたは拡張機能を作成し、顧客に無料または有料にて提供する権利を有する。ソフトウェアの修正の分類については、**Fronius** の独自の判断とする。**Fronius** は、ソフトウェアを修正する義務を負わないものとする。
- 13.2 修正をインストールして使用し、ライセンス料を支払うことにより、顧客は修正についても本契約の条項の有効性を承認することを宣言する。

## 14機密

- 14.1 顧客は、すべてのデータ、文書および提供かつ開示された情報、または本契約の締結前、本契約の締結時、さらには本契約の第 2 項におけるすべてのサービスに関連した契約関係の通常の過程において利用可能となった文書および関連資料を含むその他の情報（「機密情報」）を、極秘情報として機密を維持し、取り扱うものとすることを認識する。如何なる場合も、これには、保護コードを含むかどうかに関わらず、第 5.2 項に準じて取得された結果および情報が含まれるものとする。特に、顧客は機密情報が、偶然、不正アクセス、またはその他の不法行為、あるいは顧客側の行為または不作為の不在によって、不正な第三者に公開されないようにするものとする。
- 14.2 これらの条項に規定された義務は、法的理由にかかわらず、契約終了後も継続するも。

## 15データ保護

- 15.1 弊社のデータプライバシー宣言は、<https://www.fronius.com> で常に確認することができる。
- 15.2 ソフトウェアの操作時に遵守する必要があるデータ保護対策は、ソフトウェアのユーザーである顧客の責任とする。

## 16適用法

- 16.1 本契約は、国際私法の規則を除き、オーストリアの法律によって管理されるものとする。オーストリア国際私法およびその他の抵触法の原則の適用は明示的に除外される。

## 17管轄地

- 17.1 顧客が欧州連合、ノルウェー、アイスランドまたはスイスに存在する場合、以下が適用される。顧客が起業家、公法の下での法人、または公法の下での特別基金の場合、またはオーストリアに一般的な管轄地がない場合、契約関係から、かつ関連して生じるすべての紛争の管轄地は、ウィーンである。または、Fronius がそれを選択する場合、顧客の登録事業所が位置する場所とする。
- 17.2 顧客が欧州連合、ノルウェー、アイスランドまたはスイス以外に存在する場合、以下が適用される。契約関係から、かつ関連して生じるすべての紛争または申し立て（その有効性、違反、終了、または無効に関する紛争を含む）は、Rules of Arbitration of the International Arbitral Center of the Austrian Federal Economic Chamber (Vienna Rules)の下で、かかる規則に従って指名された 3 人の仲裁人により、最終的に解決されるものとする（ただし通常の法的手続きは除外する）。迅速承認制度の条項は適用されないものとする。仲裁地はウィーンとする。仲裁手続きで使用される言語はドイツ語であるものとする。

## 18最終規定

- 18.1 契約のいずれかの条項の全体または一部が無効または執行不能であるか、あるいは無効または執行不能となった場合、これは残りの条項の有効性または執行可能性に影響しないものとする。無効または執行不能な条項は、無効または執行不能な条項の経済的目的に可能な限り近い有効または執行可能な条項によって置き換えられるものとする。これは本契約のすべての抜け穴にも適用されるものとする。
- 18.2 Fronius は、これらのライセンス規約に明示的に定義されていない権限をすべて有する。
- 18.3 ソフトウェアは輸出および輸入制限の対象となる場合がある。特に、ライセンス要件が適用されるか、またはソフトウェアあるいは関連技術の使用が海外の制限の対象となる場合もある。オーストリア、欧州連合および米国において適用される輸出および輸入規制、ならびに関連するその他の規制に準拠する必要がある。
- 18.4 Fronius は、これらのライセンス規約をいつでも変更できる権利を有する。